

### 三 教育論に就て

次に教育論に於ける幼稚さについて検討しなければならぬ。

我が國の教育の大本は、教育勅語に明らかにされてゐる。一切の教育の方向が之に向つて爲さるべきは論を俟たない所である。そして教育勅語に示されたる教育の根本が倫理精神の涵養である以上、教育諸制度も亦此の倫理の育成を目指さなければならぬことも極めて明かな所である。然るに我が學校は、小學校から中等學校、大學に至るまで此の倫理育成の教育制度としては殆んど全くといつてよい程無力である。

現在の如き學校制度は本來智能の啓發を目指したものであり、此の事たるや古往今來變らざる所である。現在の如き學校體系は本質的に倫理育成を擔當すべき條件を備へて居ない。倫理は協同體の實踐生活の間に確立されるべきであつて、之を黑板や講義を以つて語ることは、實踐生活に於て育成せられたる倫理精神に自覺を與ふる側面的契機を成すにすぎないのである。

自覺は自覺さるべき本體がなければならぬ。支那人に日本精神を説いても圖解しても恐らく理解しないであらう。此の日本精神を支那人に自覺せしむる爲には、先づ此の精神を支那人に植ゑつけなければならぬ。それは口角に依るのではなく、長い實踐生活に依つてのみ可能なことである。

氏の教育論は、學校を、より一層師弟の人格的な結合體にすることに依つて、我が教育の根本義が實現され得ると考へて居る様であるが、然し中學や高等學校や大學等に眞の倫理教育の確立を期待することは無理

である。

倫理教育の組織と體系は社會教育組織として高度化せる家庭、隣組、職場、部落、村落町内會、工場、礦山、營業所、事務所等の實踐生活の國民組織そのものでなければならぬ。之が眞の實質なのである。

學校は智能啓發の爲に邁進しなければならぬ。世間の人々は學校教育が智育偏重で人格教育をしないといふ攻撃をする。

此の攻撃におびえ立つた教育者は、人格教育だ實踐教育だと稱して、科學的教育を擔當すべき學校本來の使命を忘れようとして居る。

世間の人々は自分が擔當すべき倫理教育をば忘れて、自分はくだらぬ權謀術數をもてあそび、營利を追究し、或は闇取引をなして居る。實踐生活に於ける教育者たるべき父兄がかかる生活をして居る限り、子弟の倫理觀の確立は期待すべくもない。學校では闇取引を國賊と教へる。店では公然として之を實行して居る。學校では奢侈を戒める。父母は豪奢の生活を極めて居る。斯かる状態の上に於て口角の倫理教育の如きは全くエネルギーのロスである。學校は科學を學ぶ所である。家庭から日常生活及び之に連つた社會教育組織は倫理教育を擔當しなければならぬ。此の兩教育體系の確立に依りてのみ眞の教育目的の達成が可能となるのである。

倫理——人道に關する教育は全國を學校とし、生活實踐を教材とする教育によつてのみ達成せらるるのである。



#### 四 財産制度論に就て

次は氏の「私有公用」論に就てである。

氏はアリストテレスが「財産制度の原理」が其の「基本型」として「(一)私有私用、(二)公有公用、(三)公有私用、(四)私有公用」(第四章九五頁)に分れ、そのうち「私有公用」主義を以つて財産制度として最も妥當なものであると主張して居ることに共鳴し、我が國の新體制に於ける經濟原理として「私有公用」主義を主張する。そして自然富源は「公有公用」主義をとるべきであることを主張し、土地に就ては「私有公用」主義をとるべしとする。

私は此の「私有公用」の意義を過少評價せんとするものではない。財産制度の原理として、之は充分に其の價値を認めらるべき原理である。

唯現下我が國に於ける經濟制度の改革は原理としては一切を天皇に歸一し奉るといふ原理を以て貫き、それ以外の原理の必要も適用もない筈である。而して残るところは此の原理に立脚し、如何に國防國家の技術的行動體制を確立するかと云ふことが、國體原理の具體的實現方式としての技術又は國體原理の表現技術の問題として、提起されるのである。それ故財産制度も如何にしたならば直接最高度の能率と國力を發揮せしめ得るかといふ角度から問題をとり上げられなければならない。

それ故「生産資本の『私有公有』と云ふことは上述せし理由を以て、現代社會に於ける大規模なる生産設

備につき、同様に適用し得るのである。加之保險銀行等の如き事業についてもこれを廣く適用し得る」(第四章一〇三頁)とし、此の「私有公用」主義が電力國家管理の方法に於て代表的な形をなして居ると見ることによつて、此の方式の全般的適用を示唆して居るが、然し大規模經營と雖も鐵道、通信の如き國有國營あり、又瓦斯、水道、電氣の如く公共團體有にして公用なるものもある。自然富源に非ざる諸企業にして「公有公用」が多々存するのである。それ故一つの主義方針に依つてかかる制度を創設すべきではなく、原理としては假令それが「私有私用」なりと、「公有公用」なりと、總て天皇に歸一し奉るの指導原理を以て運用せらるべきであり、徹底的に「公用」の原理のみが我が國の一切の部門に妥當する最も適切なるものである。

生命すらも捧げて馬前に討死すべきを以て臣民の本義とする我が國民の原理に於て、財産は總て公用の原理のみが、正しい精神として掲げらるべきである。

それが國有であるか私有であるかは問題ではない。たとへば事務の組織に於ても勞務行政官廳の事務と各會社工場鑛山の勞務係の事務とは一つの皇國の勞務行政體系に屬するものとして規定せらるべきものである。その身分が官吏であるか社員であるかに於て、公用事務の本質は變らない。

又その運用が公用であるが爲には總て特殊會社とか又は國有とか公共團體有でなければならぬのではない。それは職團である場合も、又一會社である場合も、鐵道省の如く行政組織である場合も差支へないのである。何れも國家の現業——生産を擔當する職分を有するものであつて、その經營主體が、國か、部落市町村等の公共團體か、又は特殊會社、民間會社か、一私人か、に依りて差異を存すべきではない。



その「有」を如何なる主體に歸屬せしめ、その經營を何人に委し、その益を何人に歸せしむべきかは、一にかかつて國防國家たる皇國の具體的必要に依つて決定せらるべきである。

「主義」として適用するときは、やがて硬直し去るであらうことを虞れるものである。財産制度や經營の問題は純然たる技術問題として採り上げらるべきである。現下最も重要な問題は、如何なる運營の爲に如何なる技術的構成が最大の能率を發揮せしめ得るか云ふことである。土地に「私有公用」を適用した場合の技術的構成は何か、よもや電力國家管理の如き特殊會社制を採用することも出来まい。又生産諸規模に「私有公用」を適用する場合に於て特殊會社設立の國家管理經濟形式以外により能率的な適切な方式がないか等の具體的構造こそが問題である。その構造については氏は何等語る所がない。尤大な軍需品を調達し生産擴充をする爲の技術的構造如何の問題が重要なのである。

氏の革新的立場が厚生革命、國民生活確保の爲の革命を主目的とするといふ社會革命的立場は此處にも現はれて居るといへる。

皇國の當面せる事態を救ひ、皇運を不拔の基礎に確立し得る一切の主義を採用すべく、又一切の主義に拘泥すべきではなし。

#### 第四 大野信三氏の『日本經濟の新體制』

- 一、國防經濟の性格に就て 二、經濟三權分立論に就て 三、職業團體の内部構造に就て

##### 一 國防經濟の性格に就て

大野氏は「國防經濟も準戰經濟も矢張り一つのものに對する表示の相違であり、概念的には略同じであるが」(第二章二四頁)と云つて居る。準戰時經濟を國防經濟と同質又は同義のものであるとする點は注目に値する。然し純粹に、何等實證的な検討を経ることなく、概念分析を爲し、それに自家の獨斷的な判斷を以て定義づけていいのであるなら、氏の所説も、その正當性を主張し得るであらうが、然し我が國に於ける最近の經濟史の示すところは、準戰時體制は既に過去のものであり、國防經濟體制は現在及將來の問題として提起されて居るのである。

約五年前馬場財政の登場は所謂準戰時經濟への巨歩を印した時代であるが、昭和十二年支那事變に入るや國家總動員法を制定し、昭和十三年より各種戰時統制法令の登場を見た當初より、早くも一部の商品には切符制の施行さへも見た。そして所謂準戰時體制と稱せられたる時代は、國防四箇年計畫の施行期であり、そ



の完成を見ずして事變の眞只中に這入り込んだ。之は戦時經濟への移行である。それが爲に我が國防經濟は豫定の國防計畫を進みながら、他方大陸前線の大量消費を供出することになつた。此の準戦時と戦時との複合的な条件下に於て、今や眞の國防經濟建設の要求の聲が高らかに叫ばれてゐる。

此の數年間の經濟面に於ける歴史を回顧して見るならば、準戦時經濟が國防經濟であり、準戦體制が國防體制であるとの見地には首肯し兼ねるものがある。

「平時經濟と戦時經濟とを一つの枠の中に統合したもの」(第二章二四頁)が國防經濟であり、その故に「國防經濟とは」と氏はいふ、「平時經濟から戦時經濟へ、從つてまた戦時經濟から平時經濟へ——兩つの面を同時に備へたところの經濟體制、それが國防經濟體制である。」(第二章二四頁)

現在我が國の當面して居る國防經濟建設の課題は、將來戦時經濟へ這入る爲の體制ではなく、現に戰爭を遂行しながら、その戰爭を決定的に勝利に向つて促進し、將來一層廣汎に展開せらるべき戦線への準備を兼ねることを目的とするものである。日本が要求されて居る國防經濟なるものは戰爭の經濟であつて、平時への爲の要請に由來するものではない。

國防國家の理念は第一部第二部に於て詳述せる如く平戦時の統合態であり、不斷の戰爭を常態とする國家であつて、戰爭すること(戦時)と、戰爭せざること(平時)との統合ではない。辯證法的な展開をせざる、かかる正と反との統合は、氏の所謂「恆常的であるべき筈の國防の觀念」については全く無意味となる。戰爭することと、戰爭しないこととの算術的統合は零である。國防國家とは戰爭を平常態とする國家である。

此處では戦時と對立する常時の平時はあり得ない。と同時に平時經濟と對立する意味の戦時經濟や、その過程としての準戦時經濟の理念の成立する餘地はあり得ない。

氏は此の、戦時へも平時へも移行出来る中間的準戦體制と國防國家とを「略理念的に同じ」であるとし、平時への移行の可能を用意せる體制を、國防經濟體制へ要求する結果は、その經濟體制を、極めて微溫的なものたらしめて居るのである。成る程國民經濟が戦時體制を完成する爲には、平時に於て全體主義體制のとられて居ることは必要であり、望ましいことである。然し全體主義體制といふことは戰爭行動體制といふことであつて、全體主義が高度化することは戰爭への道程を深めることであることを忘れて居る。民族と民族闘争を離れて、全體主義の登場する餘地のあるが如く考へて居る點が不正確である。

氏は「新しい國防經濟の體制は、國民經濟の『職業團體』的な編成を基礎として築き上げられなければならないし、又その基礎の上のみ築き上げられるところのものである。」(序三頁)といふことに依つて、氏の職業團體組織——之を氏は全體主義經濟體制と呼んで居るが——と國防經濟と一應區分して居る。そこで職業組織を論じたる第三部の「國防經濟の新編成」に於て國防經濟の指導機關、國防工業と技術の組織等を論述して居る。此等の機構は國防經濟としてとるべき當然のものであるが、そのみが國防經濟ではなく、職分的に再編成された職業團體機構それ自體も亦國防經濟の中心構造を成すものである。

「例へば」と氏はいふ、「平時は農場に使用されて居るが戦時には二三の部分品を取替へることに依つて直に戦車となつて戦線へ驍進する。……それは丁度——此の組織形成が即ちこれからの國防經濟體制である」



(第二章二四頁)

此の引用の中に示されて居る如く、戦時と平時しかないのであつて戦時でも平時でもない體制はない。そして農業をやることがそれ自身戦時食糧生産體制である戦時經濟に於て、トラクターを農場から前線へ送ることは平時から戦時への移行ではなくてトラクターの活動すべき戦場を變へただけである。それは戦時に於けるトラクターの純然たる技術的配置に關するものであり、その配置替へに伴つて部分品を變更することは、内地から北滿に配置替へされた兵隊が防寒具を身につけることと變りない。防寒具をつけたかつけなかに依つて平時から戦時への變換が起つたとなすことはナンセンスである。南方戦線の塹壕の將兵は裸體で戦つて居る。

「戦争も生活なり」と映畫西住戦車長傳の監督が語つて居た。戦争が日常生活となれる國家及經濟が國防國家であり、國防經濟である。

氏が頭蓋骨の裏側を見つめながら書いた國防に關する概念分析は、その外側に展開して居る現實の段階とは少くとも或る程度懸隔を置いたものである。尤もそれが不正確だといふので氏の立場が誤謬を犯して居るといふ程のものでないことは明らかであるが。

然し氏の「戦時經濟と國防經濟とを混同するに至つては、内容の分析が不充分だと云はなければならぬ」といふ立場は、氏の國防經濟を「準戦時體制」と「略概念的に」同じものとして居る自己の獨斷にあまりに執着し過ぎて居る。我が當面の課題は準戦時體制を今更問題として居るわけではない。氏自身が國防經濟を戰

時經濟と區別しながら、例へば國防經濟體制の勞務の配置方法としては、徵用制度を掲げて居る（第九章勞務の配置三二五頁）。然るに我が國家總動員法は第四條に於て、國民徵用は戦時事變に際して國防目的の爲に必要あるときと規定して、徵用が戦時法規である旨を明かにして居る。國防目的といふことと、戦時、事變といふことは、いささかも矛盾なく國家總動員法に規定せられて居る。

國防經濟とは戦争を常態とする經濟である。勿論私にかかることに依つて國防經濟に於ける職團組織の重要性を看過するものではないが、唯問題のとり上げ方を異にするだけである。

現に戦争しながら、そして戦争を準備しながら生活しなければならぬといふ要請に基づいて取上げられる國家經濟の構造は、徹底的に戦争目的といふ無上命法に依つて、從來經濟法則と稱するものがあつたとしても、之を蹂躪して、唯ひたすらに戦線への技術的行動體形の確立を要求する結果、それは極めて技術的な見地に立ち、總てを國家へ、戦争へ完全に隷屬せしめ、奉仕せしめずには置かない。そこには「主義」や「思想」の問題はない。目的に對する技術的手段として、經濟再編成の問題をとり上げるのである。此の如く「新しい機構のうちで運営さるべき計畫經濟は飽迄經濟法則の線に沿うて進むのでなければ」（序四頁）といふ立場を遙かに越えて居る。氏が經濟法則といふことに依つて何を意識するか不明であるが、然しアダム・スミスの所謂經濟法則にしろ、マルクスのそれにしろ、資本主義の經濟法則は慾望充足を原理とするものであることは論を要しない。慾望と慾望のバランスの間に成立する一線が描く構圖が法則と呼ばれるものである。



國防經濟を戦争といふ目的に絶対に奉仕させるが如く國民經濟を再編成することであるとするときには、かかる慾望の原理は、唯利用され得る限界内に於て利用されるに過ぎない。

此の技術的な立場から見るときは鐵道、通信の如く國有國營の方法も、日發の如き國策會社の方法も、強制カルテルの方法も、戦争の必要に依つて採用され得る方策である。國策會社を氏は國家社會主義と稱し、適當でないといふて居るが。

主義であるからといふそれだけの理由でそれが不當であるといふことはない。何れも戦争遂行上適當な効果を發揮し得るか否やといふ専ら能率的技術的な判断に因りて決定される。主義だからいかぬといふことはない。若し國有國營が主義としていかならば、鐵道や工作廳はどうであらうか。

氏は商工業小組合よりも有限會社の方がよいと主張することも、その方が能率的に技術的にすぐれて居るからに過ぎない。組合「主義」の立場から見れば、正しく逆の主張が生れるであらう。此の國防經濟を戦時へも平時へも轉向出来る體制と規定し、更に此の「法則」や「主義」へ膠着する結果は新國民經濟體制を眞に戦争の要求する様な徹底した立場からとり上げしめないで、そこには全體主義とは稱しながら多くは自由主義的な要素を残した中間的構造のものたらしめて居ることが所論一般から看取される。

更に氏は第三章四「日本國防經濟の性格」に於て、

(1)大陸に於ける軍事上の負擔、(2)太平洋上南方に於ける軍事上の負擔、(3)東亞建設の責務を擧げて居るが、これは單に日本國民經濟が國防經濟をとらざるを得ない政治上、軍事上の必要性——政治の優越性を述べて

居るに過ぎないのであつて、此の要請に應じて採られんとする國防經濟そのものの經濟的性格は何等語られて居ない。

同章三「國防經濟の一般的な規定」に於ても、「將來の戦時に於ける需要を平時經濟に於て豫め準備して置く、云ひ換へれば將來戦争に必要な給付能力の立場から規定される平時の國民經濟」として、即ち戦争への準備の爲の平時經濟を以つて國防經濟と定義づけ、單に國防經濟を内容づける技術的な要因を列擧するに止めて居る。我が國當面の要求に對して、此の立場（同時にそれは氏が關係したといふ國策研究會の立場でもあるであらう）が如何に微温的なものであるかは、之を以て見ても、その具體的な構造論に立入る前に既に明らかである。

以上の如き氏の國防經濟觀は、同著の本論たるべき「職業團體編成論」にも散見される所である。尤もそれにも拘らず職業團體に關する理論的な研究としては、決して過少評價されていいものではないが。

然し、「國家と個人と双方共にその獨自の存在、獨自の價值、獨自の目的とを持つて居る。」（第五章六八頁）と稱し、日本民族の民族的使命に關して、「皇道精神の重要な一部を成すところの『八紘一宇』の思想にしてもそれは超民族的な『全體主義』の理想そのものに他ならない。」（第五章七二頁）といふことに依つて全體主義の理想が超民族的な原理にして、全體主義經濟を確立することが日本民族を超越せる經濟體制を形成することであるといふ論理的に必然的な前提を與へ、

「新東亞協同體なるものは日本だけの理想、日本だけの理念によつては結成され得ないであらう。」（第五章



七二頁)といふことに依つて、日本民族の血と骨を埋むる聖戦が日本の理念以外の支那人の理念の爲にも爲されて居るものであるといふ諒解し得ないものを語つて居る。支那民族を覺醒せしめ、その處を得せしめることが、日本の理念であり、日本の精神であり、日本は日本の理念を以て新東亞を建設するのである。その精神に於てのみ我等の骨肉が大陸に散華するのであるといふ民族的な立場に、眞に徹底して居ない。その結果個人の独自の主體性を主張して、個人、企業、職業全體の國家に對する獨自の自主權を前提とする經濟三權分立論を生ずるに至つたのである。

## 二 經濟三權分立論に就て

此の經濟三權分立論に於ては全體的に、客觀的に把握された技術的構想については、職團の内部構途に關するもの以外は、それ程非とすべきものを發見し得ない。然しその指導理念については充分に検討を要するものがある。

「經濟方面に於ける三權といふは、國民經濟組織上の基本的な構造物である(1)企業、(2)職業團體及び(3)國家の三者の權能を指すものであり、三權の分立とはこれら三者の各々その固有の性質に照應した活動圈を認められた上で、國民經濟の持続的な安定と發達とに必要な協力を實現する方式をいふのである。」(第七章九二頁)と稱し、三者の固有の權能として(1)企業の自主權、(2)職業團體の自治權、(3)國家の主權を認めんとする。企業や職業團體が自主權、自治權を有し、國家が主權を有して居るのは、如何なる個人主義自由主義の國家でも承認せられて居る。

三權分立とは「國家といふ政治的な構造物の有する權力を相對的に分離することである。」(第七章九二頁)といふことによつて明らかな如く、三權は相對的な、たとへ階層的にしる、それは相對的な對立的な、それ故抽象的に、權能としては平等な分權なのである。

モンテスキューの三權分立は明かに立法、行政、司法を相對的に平等な權能として分離し、その相互索制に依つて一權の濫用を阻止せんとするものである。氏の經濟三權分立論も、此の三權を相對的平等權として對立せしめ、相互に索制せしめて一權の偏重に依りて生ずる弊害を除去せんとするものであることは明かである。

「國家若くは地方公共團體に依つて經營される所謂企業なるものは……國家經濟のための國家の機關である。……(私)企業の自由な創意は企業の自主權から生れて來るものであり、……私企業が何故に殆ど絶對的な自主權をもつて居るかといへば、これは究極に於て私有財産權に立脚するといはなければならぬ。」(第七章九四頁)

「三つの權力を一應絶對的に獨立させた上で、それぞれの本質に即して互ひに提携協働させるところに存するのである。」(第七章一〇〇頁)

「結局ここでは特定の權力だけが優勢にゐるやうなことは許されない。」(第七章一〇五頁)  
そして更に「獨逸經濟界の有力な指導者の一人であるハムブルグ東亞協會々長、參政官エ、ヘルフェリッ



と」の忠告を引用して、「産業經濟團體の組織を通じて、新鮮な精神が流れて居り……この勇氣こそ國家當局に對する闘争によりて經濟に勝利あらしめるものである。」(第一章二六頁)と述べて居る。

氏の經濟三權分立論の本質的性格が、如何なる理念のものであるかは、以上の引用に依つて明らかである。我が國體の本質に照して、國家主權と平等に對立し、主權の優勢を否定するが如き權能を職業團體や企業に認め、而もその權能を「固有の生命」に淵源するものであることは許されることであらうか。新體制が一君萬民の天皇主權の絕對性の再認識と、それに基づく國內再構成を意味するものであることは、近衛首相の數次の聲明に依る迄もなく明らかなことである。然るに絶體的な主權を、相對的に平等な職業團體や企業に對立せしむるが如き思想を以つて、皇道國家の眞體制とすることは如何としても承認し得ざる處である。

現在の企業は私有財産權に立脚するものであり、その企業の自主權はいふ迄もなく個人及私有財産の自主權であり、此の個人及私有財産權を絕對的なものとして、國家主義と對立的地位に置かんとする志向は、個人主義經濟への逆轉以外の何ものでもない。たとへ強制カルテルが形成されたにしても、「特定の權力だけが優勢にゐる様な機構は許されない」といふことに依つて、國家權力の優勢を否認せんとするものであり、或る獨逸人の「國家への闘争に因る經濟の勝利」を謳歌せんとする氏の態度は、現在強力政治を目指しつつある新體制の基本理念とは凡そ對蹠的なものであるばかりでなく、氏が「經濟より政治の優位する體制としての全體主義的新體制」を是認して居りながら、かかる三權分立や經濟の勝利を謳歌することは矛盾も甚しい

と云はねばならぬ。氏が三權分立に依つて求めんとする體制は、新なる形に於ける個人主義原理の復活であつて、その全體の構造と指導理念も、伊太利、ポルトガルの模倣であり、此の伊太利、ポルトガルを指導する原理には多分に白人的個人主義的階級的なものを藏して居り、純粹に日本的なるべき我が新體制の指導原理とはなり得ないものである。たとへ職團の技術的構造に充分参考とせらるべきものを藏するとしても。

### 三 職業團體の内部構造に就て

氏の階級的集團法的構想は、職業團體に於ける内部構造に於ても明瞭にあらはれて居る。

「單位職業團體の内部構造は、

- 1 企業主部會
- 2 職員部會
- 3 労働者部會

の三部會(若は企業主部會、従業員部會の二部會)に分かれるが、然しこれらの部分集團は飽くまでも全體の肢體としての部會であり、對立的な存在でないこと、また各職能に應じて分化した協同するところの組織である。」(第九章一三〇頁)

對立的でない、肢體であるとは氏は強調して居るが、然し國家、職團、企業が對立的であるべきものとするとき、一企業内部の部分は何故に對立的でないか。職團が全體として一體組織であるなら、國家も全體組織



である。此の部會を分つべき基準は依然として階級的分化の殘滓を示して居る。一體勞資が一體として、産業報國人として、生産の職分を奉じて、至尊に奉公すべき企業又は職團に於て、之を分化し組織すべき基準は全く純然たる技術的組織であつて、社會階級的な區分を容るる餘地は之をなからしめなければならぬ。それは現實の企業制度に於て、社會階級的事實が存しないとは云はない。寧ろ此の階級性を清算し得る如き企業構造をとるべきである。その上に立つ職團の内部組織は、縦の組織としては最高指導者から職團（聯合體を含む）指導者、經營指導者として構成されるべきであり、此の組織は一般經營指導に關する組織を成し、若し事柄が各生産技術指導に關するものなるときは、各最高技術指導者、各職團の技術指導者及各經營技術指導者の組織である。此の技術指導の組織は技師の學歷や技術に關する場合もあり、又現に機械の操作等に關する熟練技能者の組織である場合もある。又その混合である場合もある。例へば鑄物の技能に關するものであるときは鑄物工の指導工組織として又は鑄物技師との混合組織として成立すべきである。又勞務配置、勞働管理に關するときは勞務指導者の事務的組織として組織されるべきである。之は要するに勞資分化せず、完全なる職分體としての職團の組織は、それぞれの指導部門別に企業主、職員、勞働者を職能的に縦に横に結ぶ組織であるべきであつて、社會階級的區分の必要性を残すべきではない。横の組織といへども此の技術的組織の原則に變りはない。横の組織は友の會であり此の友の會は同一技術又は技能を以て國家に報ずる同種技術者の同種技術を通して起る共同感情を基礎として、相互激勵と切磋に依る技能向上、生産性向上を目指す組織である。此の縦横の組織のみが眞に一體となれる産業報國人の組織でなければならぬ。その組織の機

能は生産性の向上である。かくて始めて眞の技術的協働が實現し得る。資本主義經濟社會の階級の構成を存置し、それをそのまま一體なりと觀念し、組織内容は階級的構成をとる段階は妥協的な現段階であつて、新に實現さるべき體制に屬するものではない。氏は職團の一体的組織を提唱して居りながら、一企業體又は一經營體の一体的構造については一言半句も觸れて居ない。それは現状のままにて可なりとする立場をとる故か、又は之をとり上げる自信がないからか、或は各陣營からの反響を恐れるに因るものか。

現代の企業體の構造に於ける階級性をそのままにして、その上級結合體のみを如何にして全體組織たらしめ得ようか。職團の一體性は企業の一體性に基礎づけられて始めて可能である。企業の一體性は、企業の本質、資本主義經濟の本質を突いてのみ問題解決の鍵を發見し得る。現代の企業は、商法・民法の法的根據に立つて居る。此の民法と商法は西歐文明の模倣である。その所有權にしる、その會社法にしる、西洋の歴史的所産のものを翻譯してこれを移植し、我が國古來の傳統を便宜主義に依つて整理したものである。日本の歴史的精神と制度に立脚せる財産制度と企業組織の實現の爲には、根據法の改正からかなければならぬ。氏の職團構造理念を一企業體に適用した場合に於ては極めて革新的であり、妥當性あるものとなることは論理的に豫想出来る。此の企業を革新し、上級職團を確立し、國家行政組織と一元的一體的構造を實現して、眞に一絲亂れざる計畫經濟を運行せしめなければならぬ。

更に氏の經濟論に於ては、企業の問題に觸れないのみか、金融組織の再構成についても全然検討されて居ない。之は結局問題を未解決のままに残したものである。



## 第五 沖中恒幸氏の『新體制金融論』

一、金融資本の位置に就て 二、市場操作方法に就て 三、強制貯蓄、銀行合同、資金プール制に就て

本書のもつ持味は、金融再構成の方向を現状分析の基礎の上に提示した點に於て、良きものを充分にもつて居る。然しながら約八〇パーセントの紙数を現状分析に費し、残りの二〇パーセントに新體制を述べんとする本書は、新體制に關する著書とするよりは、前新體制論とするを適當とする様である。即ち新體制に關する部分は、極めて僅かに、唯問題の在りかを指摘したに過ぎないものであつて、その問題解決に必要な再構成の採るべき技術的構造内容に就ては、残念ながら求むることが出来ないものである。

それにもかかはらず、本書が忠實に、執拗に現状分析の上に立脚して居る點に於て、その提示した問題の裏付けの正確性は充分に買はれていいものである。唯、現状分析に拘泥した結果、現在の金融資本主義社會に對する根本的反省と、それを乗り越えて、新に形成さるべき國民經濟の、新しき理論——新しき器とその器に盛るべき新しき酒とが、極めて断片的に、素朴な片言としてしか與へられて居ないのである。

### 一 金融資本の位置に就て

氏は「國民經濟の貨幣的側面である金融部面に於ても新體制の建られねばならぬ」(第一章三頁)と稱して居りながら、全篇を通じて、全くインフレーション論に終始して居る。現在我國に於てインフレーションの問題は、勿論等閑に附するを得ない問題であるが、それにも増して兵器、それを生産すべき必要なる機械、動力及生産の最も基底資材たるべき原料及戰時食糧の生産を、歐米に依存せずして如何に可能ならしむるかが焦眉の緊急を要する問題である。インフレーション問題は、此の目的を達する爲に必要なが故に問題となるのである。インフレーションは七・七禁止令と、公定價格政策と切符制の漸行的ながら整備されつつあることと、經濟警察の強化と、精神運動の奏效に依つて、危機を脱しつつある。油斷は出来ないにしても、今やインフレーション対策は官僚統制の拙劣さを痛撃されながらも、昭和十五年十月から續々再公布せられた金融、物價、給與等に關する國家總動員法關係諸法令の施行に依つて、一應小康を得るが如き一段階に到達した。金融新體制は、今や之等の諸法令が正しく施行さるべき地盤の整備の爲に必要なのみならず、むしろ前記の生産性の向上の爲に國民經濟の一環として、金融組織を如何に再構成すべきかといふ點に重點が移りつつあるのである。此の點は金融の現勢にはつきり現はれて居る。即ち氏が銀行の手元現金——預金通貨造出に對する拂出準備額に關して、その漸次減少し、爲に金融を梗塞して來た結果、日銀の現金補充をなさざるを得なかつた事情に關して、

「公債消化促進によつて現金通貨を回収するといふ対策が強化されつつあるに拘はらず、その反面に於て日本銀行の貸出増加による兌換券膨脹が持續されるといふ事は、明かに通貨對策に於ける矛盾である。」(第



四章二二五頁)と云つて居るが、此の矛盾とせらるる方向こそが、金融對策がインフレーション防遏といふ消極對策から一步前進して、積極的な生産の統制に接近せんとする傾向を示して居るのである。金融統制が此の方向に歩を深めることは、金融がそれ自體としての法則性を脱却し、その王座を下り、物と労働の生産それ自身にその生涯を配偶し、眞に國民經濟の良妻たる役割を果さんとする方向に進むことを意味するものである。

金融資本が産業資本から分離し、産業を支配する經濟社會の状態は、本來物と労働の良妻であり、又あつたものが、その家計簿の複雑なる地位と、預つた財布の紐をもつことに依つて、次第に亭主を尻に敷いた状態であるのである。

金融に關する独自の經濟法則性が否定されて、完全に物と労働の經濟に金融を從屬せしむることが金融新體制の目指すべき方法であるが、此の事は氏自身が、本著を以て明瞭に然し無意識の間に告白して居る所である。氏は云ふ。

「通貨自體の持つ独自の性格と金融機關の特殊性とから、計畫的金融體制には、他の部門に關聯して起るものとは自ら異なる所の多くの問題と困難とが起つて来る。」(序一頁)そして全篇を通じて、通貨流通の「獨自」の手續を詳細に解説して、この現状分析から到達した結論は、前記の如きインフレーション對策としては矛盾と見える方向を明かにし、且つ通貨流通量の増加率を物資供給量の増加量の増加率と等しくするといふことがインフレーション防遏の「基本的標準であるといふ事は疑ふ餘地がない。」(第五章二三七頁)と極め

て常識的な當然な結論を語り、更に「物資の流通總量の増減は主として生産量の増減によつて支配される」から「貨幣の流通量は生産量の増減に従つて増減せしむ可きである」と云ふ事が出来る。」(第五章二四一頁)といふのである。此の事は金融部面の經濟界に於けるヘゲモニーを清算して、生産部面に之を譲らねばならぬことを意味するものである。

資本主義經濟とは資本が經濟の中心となり、物と労働を支配する經濟社會を指す。金融資本主義とは、此の支配的な資本が分化し、物と労働に結合して又は物と労働に化して生産を擔當して居る資本に對して、銀行の資本が優位を占めること、即ち金融資本が生産を支配することを意味する。之は金融資本家——銀行が生産を支配し、金融の不安は生産を不安ならしめ、金融の安定が經濟界の安定となるが如き社會を指すのである。然るに生産量に通貨量を適合せしむることが意識的な政策としてとられなければならないとなつたといふことは、金融を決定するものは生産を決定する物と労働であつて、物と労働を指導するものが金融を指揮することを意味するのである。而も、此の物と労働は明かに國防といふ國家目的に副ふが如く、目的的に國家意思に依つてその配置を計畫的に規制せられなければならない現段階である。それは、資本や資本家や金融業者の爲になされる經濟計畫ではない。かくて國家の意思に從屬する物と労働に對して、金融資本は更にそれぞれに從屬すべき地位を與へられなければならない。之は革新である。氏の現状分析は此の結論を丹念に築き上げようとしたものである。唯それが無意識的になされたものである結果、貴重な資料の上に立つて居るにもかかはらず、提示する新體制の内容は殆ど此の革新とは懸隔の遠いものとなつたことは極めて遺憾で



ある。

元來金融資本が經濟界を制御する諸契機は次の如きものである。

一、生産が擴大されるに従つて産業資本が、自己資金のみを以てしては之を賄ひ得なくなり、一般より資金を集めなければならぬが、此の資金を集める役割を銀行が擔當する。之は明かに産業資本家の從僕としての役割であるべきだが、然し集めた資金の處分を銀行側が獨占し得る權能を有する結果、必然的に産業資本家を押へることが出来るに至つた。

二、銀行側がその信用を利用して、尨大な資本所謂預金通貨を造出し、之を以つて生産に必要な資本の大部分は銀行自身の造出するところとなつた。若し銀行が預金と自己資本のみしか貸出し得ないならば、それは預金者及産業資本家に依つて銀行が制御せらるるが、一の預金に對して約十倍の資金の造出を許される銀行は、資本そのものの生産者となる。此の力はたとへ公債増發が展開されても、又それだけ國家意思が財界に介入しても、依然として政府の造出する資金が多ければ多いだけ、預金通貨量を大ならしむることに依つて、銀行の資本支配、生産支配を維持し得る。

三、以上預金、貯金の集化機關であり、生産に必要な資金の融通といふ一面國家的な要素を有するが、此の權能が與られて居る結果、企業に對する信頼の如何に依つて、自己保存の本能から又或るときには企業を統制する者が別個に現出するときは、生産支配權を挾んで、金融を梗塞し、以つて産業界の咽喉を締め上げることが出来るのである。之が國內再構成を阻む「財界の抵抗」と稱せらるるものである。

四、此の銀行の立場は、資金造出の基礎たるべき預金者が全く自由な立場に放任され、氏自身がいふ如く「預金の自由性を保證するといふ事が、金融機關に預金を集中するに缺く事の出来ない條件」となつて居る結果、此の自由主義の上に立ち各個の自由の私的獨占者としての地位を保持して居ることに依つて、強力に保障されて居る。そして、自由に交錯した資金の複雑性の故に部外者の覬覦を許さざるものたらしめ、その内容の公開は信用の破壊となるといふことによつて神祕主義を正常化し、その機構を一つの伏魔殿的な存在たらしめて居るのである。現金融體制の必要にして長所である部分と短所である部分とが、總て此の要約された金融資本の立場の中に含まれて居る。國防經濟に於ては、此の長所を生かし、その短所を切捨て、そして附加すべきものがあるなら、之に加へることを課題とする。

氏は資金造出については「現金準備率の公定」(第五章二四九頁)を主張する。預金の自由性は結局放棄せられて、「強制貯蓄」(第五章二五三頁)を主張する。何れもその算定方式を揭示して居る。次に金融の私的獨占的立場の修正については、「全體主義的生産部門別資金割當制として資金プール制」(第五章二六八頁)を主張する。そして資金集積機關としての機能強化する爲には「銀行の徹底的合同化」(第五章二七二頁)を主張する。

以上の氏の主張は一として正當ならざるものはない。そして此の事たるや、金融統制に關して關心を有する者ならば殆んど全く素人の如き者に於ても皆常識的な結論となつて居る所である。問題はかかる問題を提示することよりも、如何に之を解決すべきかの解決方法としての新なる機構と原理とが何であるかに懸つて



居るのである。其處で氏の方法に就て検討を加へることにしよう。

## 二 市場操作方法に就て

「現金通貨と預金通貨とが統制の対象となるのであるが……其基準は……第一は總體として何程の量を流通せしむべきか、第二は此の總流通通貨を如何なる部門に、如何に割當てるべきかを、何を基準として決定するかといふ問題」(第五章二四一頁)が解決せられなければならぬが、此の物資の總流通量と調和せしむる爲に通貨流通量を何程にすべきかといふ問題は、明かにインフレーション政策であつて、此の部門に關する限り、純然たる通貨自體の側に立つて獨自的な處理をなすべき餘地を有するが如くである。それでも物資の流通總量を決定する要素が通貨の側になく、生産力の側にある以上、此の點についても通貨量の決定に先立つて物資の總量の見通しが決定されることを要求される。

第二の部門別割當に至つては全然通貨政策——インフレーション政策ではなく、それは純然たる生産統制の問題である。氏は金融の獨自の立場に於てインフレーション政策の立場から金融理論を現状分析に基づいて展開して來て居るが、そしてその生産部門に對する從屬性については殆んど觸れないで來たが、然し結局に於て金融統制は單なるインフレーション政策でなく、生産統制に關するものであるといふ所に到達したのである。産業部門別に如何に通貨を割當てるかといふことは全然通貨の側から決定されるものではない。通貨の側には發言權のないものである。それは全く別個の立場から決定される。それ故氏は「流通通貨の總量

を物資部門別に如何に割當てるかといふ……基準を立てるといふ事は……遙かに複雑であり、且困難である。恐らく實際問題としては解決の不可能なる多くの問題に逢着しなければならぬであらう。」(第五章二四二頁)といつて、嗟嘆して居る。そして此の部門別割當方法として提示して居るのが資金プール制であり、之に依つて全體主義的割當をなすのだといつて居る。

此の割當はインフレーション政策とは凡そ別個の立場に立つものである。氏が二二五頁の紙數を費して試みたる所のはインフレーションに關する現状分析に過ぎない。そして此のインフレーションを惹起すべき現金通貨及預金通貨の分析と、その経路を親切に解説して居る。然しながら此の分析によつて、インフレーション政策に非ざる資金の部門別割當の基準の出て來る筈はない。氏が嗟嘆するのは當然のことである。

日銀が通貨を回収しながら、他方普通銀行の手元現金の不足に對して、融資しなければならなかつたといふことは、それはインフレーション政策の矛盾ではなくして、寧ろインフレーション政策の一段落ついたことを意味し、今や通貨政策は、此の積極的な資金の割當實行にすべり込んだことを物語るものである。

政府が軍費の調達爲に放出する貨幣を——たとへそれが公債の日銀引受けであらうと、直接政府通過の發行に依らうと、此の放出する通貨は、物資の流通部面から軍需品を買上る爲に放出するものであるが故に、通貨の放出の分だけ、物資は流通部面から消えて、武器庫なり、戦線なりに送られるものである以上、此の放出した通貨にして全部回収せずに残るものがあればそれだけ物資の總量に對する通貨量が増大し、インフレーションの方向に進むことは火を見るより明かである。勿論放出した通貨が再び公債を消化するか又は租税(公債



を發行せずに通貨を放出すればその回収は租税に依るより外に方法はないに依つて、回収される間の途中に於て、銀行の預金通貨の基金となつて約十倍近い資金が造出されるであらうが、此の預金通貨は、政府の欲する物資が資源から武器庫又は戦線に到着する迄に経過しなければならぬ。生産の過程と取引の爲に必要資金として、必然的に膨脹せしめたものであると解すべきであるが故に、政府の放出通貨の全部回収が成功すれば此の預金通貨の收縮が漸次的ながら起るのであり、之がたとへ未收縮中に再び膨脹しても、その收縮性の本質には變りないから、膨脹と收縮が平衡をとつて進展して居る限り、問題とする程のことではないのである。

それ故インフレーション対策は政府放出資金の總額の回収といふことが、成功裡に實行せらるる限りに於てはさまで不安なことではないのである。問題は成功裡に、此の通貨の回収がなされるかにある。此の點よりも更に本質的な問題は寧ろ次の點に在る。

政府の造出する通貨の使途は、完全に國家の目的に、そしてその必要とされる部門に割當られて（豫算の編成）行使される。然るに、此の放出された通貨が、賃銀、俸給、利子、配當等となり、貯金、預金として、銀行に入り、銀行はその預金の現金を手元金として預金通貨を造出し、此の造出された通貨は金融資本家の自己の判断に於て、最も利廻りの良い、安全な企業に向つて投資される。例へば五十億の資金が政府に依つて國家目的に計畫的に放出されると此の五十億のうち銀行預金となれる三十億の現金を基礎とする百五十億から三百億以上の預金通貨資金は、金融財閥が之を掌握して、独自の判断で國家の微力な統制を殆ど

問題とせず貸付投資がなされるといふ點に問題が伏在して居る。

政府よりも遙かに強力な資本力が財閥の手中に握られ、此の資本力を以つて生産企業の運命を左右する。資本主義社會に於ては、大株主が指導權を握るといふことは當然であることは會社の場合に於て極めて明かであるが、全國民經濟に於て政府が五十億の資金を投資すれば、その何倍かの資金が金融財閥の支配に入り、若し政府が百億の資金を造出すれば、それだけ又多額の資金が彼等の支配の中にすべり込むが如き機構となつて居る。政府の資金造成は公債に依るとよらざるとに拘らず、それだけ生産企業に對する發言權を擴大することになるが、一方之に伴つて金融資本の發言權も増大する。斯くして此の政府と金融界の二大支配が、兩者の統制下に立つ産業資本家や一般國民に統制の矛盾として現はれ、官民二元社會の様相を呈するに至る。金融新體制は此の分裂を克服せんとするものである。

然るに氏は僅かに手元現金に關する統制として保有率を定めることに依つて、間接に、此の巨大な國家内國家を統制せんとする方式を提示する。

「預金に對する現金準備率を公定すれば日本銀行の金融統制力は非常に強化される。」日本銀行が市場操作を以つて現金通貨二億圓を經濟界から收縮したとすると……結局銀行の手元預金が回収されることにならねばならぬ……そこで銀行は手元現金二億圓を失ふ事になる結果、貸付を抑制し又は回収して……預金通貨を縮少することになる。」（第五章二五〇頁）

之は新體制の金融であらうか、否舊體制の強化以外の何ものでもない。一體預金通貨發行に對する現金準備



備率はたとへ公定せずとも、現實に銀行の基礎——信用を維持する爲には一定率を要することは多年の統計が示す所であつて、それは保險會社が、保險拂出に對する準備金が一定率であるといふ統計的な基礎に於て始めて經營が可能であり、又現に合理的になされて居るのである。従つて現金準備率を公定しようとしまいと、經濟界が二億圓の通貨を回收すれば、氏に依れば二億圓の手元現金が回收されると説かれるが、之は誤りである。現金が二十億圓流通し、十億圓手元現金となつて居るとき、流通通貨の總額は現金と預金通貨であるが故に、而して此の預金通貨は手元現金の約十倍の百億であるが故に、百十億の流通通貨となる。その中から二億圓の現金流通通貨を回收したからといつて、それがそのまま銀行の手元金の減少となるのではない。むしろ金融業者は氏の豫想する如く、手元現金を放出せずして、次の如き方法に出るであらう。即ち預金通貨の發行餘力ある銀行は小切手（結城總裁の云ふ如く）の増發となる。此の際發行限度に達して居る場合に於ては、小切手の増發不可能であるが、次の如き影響を生ずる。手元現金は預金通貨に對する準備金であるが故に、流通通貨百十億の中から、現金二億を減じた結果は、その兩種の通貨に及ばず影響は預金通貨に對しては、

$$2億 \times \frac{100}{110} = 1.8億$$

となり、現金通貨に對しては

$$2億 \times \frac{10}{100} = 0.2億$$

の影響となる。それ故、現金二億圓減じたことは、直ちに手元現金二億の引出しとならずに精々二千圓の引出しとなるであらう。

此の事はたとへ現金準備率を公定する場合といへども本質的な變更を來すことはあり得ない。何故ならば現金で支拂ふものと預金通貨で取引すべきものとが截然と區別せられ、現金が不足したときは現金を以つて充足しなければならぬといふことが確立して居るならば、二億の現金の回收はやがて手元現金の二億の減少となるであらうが、現金の支拂がなくとも小切手の支拂が出来ることになつて居る以上、現金の收縮はそのまま、手元現金通貨の收縮となるのではないこと極めて明かである。

それ故預金通貨に對する統制として現金準備率を公定したる場合に於ても、かかる間接的なる市場操作の方法——之は從來の方法以外の何ものでもないが——を以てしては不可能にして、前述せる如く、現金の回收と手元準備金に對する回收とは直接に行使されなければならぬ。即ち流通界より十億圓を回收せんとするときは、若し現金流通を以つて取引される部面よりの收縮を必要とするときは、例へば主として小賣消費物資の流通量減少したる結果、流通貨幣を減少せしむる必要あるときは現金の回收をなし、若し大取引又は生産方面の取引に於ける生産の減退取引の減少あるべきときは、手元準備金に對して公債を引受けしむるといふ方法である。果して然らばかかる方法に依つて、正確な通貨統制が出来るか。それは結局出来ない。何故ならば、現金支拂をなすべきものと、小切手支拂をなすべきものとの區別の確立して居らざる以上、かかる間接的兩刀使ひは机上の數字としては立論出来るも現實にはさほど期待出来ないからである。



それ故預金通貨と手元現金との關係が一定の公定率を規定せらるるにしろ、手元現金を用意すべき額そのものに制限なき以上資金の造出が自由に銀行に放任せられて居ることになり、現在の如き組織に於ては、正確な資金統制は出来ないものである。然し此の通貨統制も單にインフレーション防遏といふ程度ならば、政府の放出せる資金が正確に回収されることが確保されることに依つて、大體論としては成功するであらう。インフレーションの成功は必ずしも資金統制の成功を意味するものではない。預金通貨造出準備金の公定があらうとなからうと（公定しなくとも、統計的には略一定されて居る）大差ないのである。現金準備率を公定するか、公定せずに現實に手元金の不足を來したときに日銀が融資する方法は、本質上同じことである。日銀の市場操作力には大した影響はない。是は平素より營養をとり過剩營養は之をスポーツ、勤勞に依つて放散せしめつつあつたとき、若し勤勞過ぎて營養不足を來したるとき、之に強壯營養劑を注射することは、平素より營養をとり、その平衡をとつて置くことと全く同じ一連の政策——強健なる身體の維持——平衡の維持の政策であると同然であつて、それは金融に依る産業の支配の維持力を恒久化し、政府の統制を間接的ならしめんとする現状肯定以外の何ものでもないのである。斯る間接的方法はインフレ對策として若干の效果はあるにしても、然しそれすら完全の期待をかけることは出来ない。そこで氏の提示せる方法では、強制貯蓄、銀行の合同、資金プール制にホープをかけ得る。之を検討したる後に於て必要なるときは更に準備率の公定を考へなければならぬ。

### 三 強制貯蓄、銀行合同、資金プール制に就て

強制貯蓄は資金回収の方法として、當然考へられねばならぬことである。問題は如何なる方法に依つて之を実現するかにある。

「結局貯蓄自體を増加せしむるには」と、氏は、「預金貯蓄の自由性を嚴守することと、將來に於ても之を拘束しないといふ原則は常に明確にしておく事は必要である。」（二六〇頁）と主張した前言を直ちに翻して、「貯蓄を強制するより外に取る可き制度はない。」（第五章二六二頁）と告白する。そして物價騰貴に依る貯蓄は不可であつて、「貨幣的貯蓄を強制するといふ方法を採り得るに過ぎない。」（第五章二六二頁）そして「何れ國民の消費し得る物資の質量は、生産量以上に出る事は不可能である。貨幣的支出を増加しても、それ以上の消費は不可能である。そこで消費の爲に支出を増加する前に、支出し得る貨幣量を制限することとすれば、所得の全額を支出した場合と同質量の物資を消費し乍ら、而も貨幣的貯蓄を將來に残すことが出来る。」（第五章二六二頁）と云ふ。即ち物資の消費そのものは制限することなく、支出する貨幣量を制限する方式である。

此の支出許容貨幣額の算定は、「生活必需品の購入部分が全部を占むる者は」限定せず、又扶養人員等を考慮するが、結局は平素より多額に消費して居た者（その制定は困難であらう）又は高給者の支出額が絶対額に於て多額となる計算となる（二六三頁）。消費物其の者の制限なしに、此の貨幣額のみによつて消費統制



を行はんか。下級生活者の手に木炭や、木綿や米……等が這入り得る餘地があらうか。結局はその生活上必要なる消費物資の量——物資割當切符制に依る以外にはかかる消費統制は不可能である。物資割當は消費するを要する人員に依りて決定さるるが故に、収入多き者が多くの切符を得るとは限らない。物資の割當制の確立と公定價格制の確立とを除外しては、費消し得ざる貨幣額を増加せしむる方策は不可能のものである。況して氏の云ふ如く、生産量の全部を消費し又は貨幣全額を出して消費し得る物と同じだけを小額の貨幣で購入するといふ様な事の許されざる戦時日本に於ては、生産は極大にし國民の消費は極小にしなければならぬ状態下に於て、消費は使用貨幣の割當よりも、物そのものの割當政策となつて現はるべきものである。

強制貯蓄は別個の角度に於て、別個の方法に於てなされなければならぬ。此の方法については、第二部の本論に於て論述し居るを以て此處では省略する。

銀行の合同に關して氏は「預金五千圓を一單位とすれば、六十行以内となる。」(第五章二七三頁)と稱して居るが、「六十行」といふこと、又は預金一千萬圓を單位とすることに何等の「合理性」のある筈はない。各府縣一行主義に合理性がないと攻撃する氏が、自ら無意味な六十行説を主張する。銀行の數は戰國の數に特殊機能を有する銀行若干を加へた數となるべきことは第二部本論に於て論述した。そこで氏の最も革新的にして妥當性を有すると見える金融新論制の中核ともなるべき資金プール制こそは、充分に評價さるべき價値を有する制度たるべきである。

「資金配給上の順位は全體性の上に合理的且つ國家的に計畫化される事が必要である。此目的に添ふが爲には、個々の銀行は(少くとも貯蓄資金の配給に關する限りは)、國家を中間に置いて顧客と結合されるが如き組織が必要である。」(第五章二六八頁)

「即ち總ての金融機關に集積される貯蓄資金を夫々の金融機關が各自投資し、貸出すといふのでは無く、之等の全資金を資金プールに提供し、投資貸出は此のプールが行ふ事とする。」(第五章二六八頁)

「プール制度に於ては、右銀行は各自の受入れた貯蓄資金の現在額種類等を……中央機關に報告する。」

中央機關の任務の第一は「全國の貯蓄資金の全體から何程を産業資金として運用す可きかを先づ決定し、」

第二は「かく決定された産業資金の總額を物動計畫に適合せしめて各種産業間に割當て、」第三に「各種産業に割當てられた資金を、産業内における如何なる企業に、何程を配給すべきかを決定する。」(第五章二六九—二七〇頁)

以上の引用によつて、氏のプール制なるものの概要は明瞭である。氏は「資金プールが行ふ」と稱し、「中央機關が云々」と稱するが、「個々の銀行は……國家を中間に置いて顧客と結合される如き組織」と稱する以上、此のプール、此の中央機關は國家機關であり、換言すれば資金の配給は國家の手を以て行ふことになる。之は金融國家管理である。

此の金融國家管理は、當然各種金融機關をば「固定資金に關する限りは、預金吸收機關としての機能を持つに止まり、貸出投資の機能は之を資金プールに移すことになる。」(第五章二七一頁)

氏の金融國家管理は、全預金の融資は國家自ら之を行ひ、各銀行、保險會社、信託會社等は、此の資金の



蒐集機關となり、そして貯蓄は強制的ならしめ、更に、個人間の貸借は總て金融機關を通じて行はしむる。」(第五章二八三頁) そして銀行は蒐集機關に相應する如く六十行程度に合同される。氏の方式を進むればむしろ之は全銀行を一銀行に合同し、之を國家經營に移す方が一層完全となるであらう。

斯る高度の金融國家管理は誠に望ましいことである。そして若しそれが氏の考へる如く運用せらるるものであるならば、殆どソ聯の銀行制度よりも強力なる此の金融國營を斷行していけない理由は何處にもない。此の國家管理の方式はたしかに高度國防國家のたるところを得べき一つの統制方式である。然し氏の如き方法を以てしては先づ強制貯蓄の實行は期待し得ないこと前述の通りである。又蒐集された資金の産業部門別割當は出來ても之を更に各企業に如何に割當てるかといふことは經濟界が現行組織のままでは「實際問題として困難」(第五章二七〇頁)であると氏も自認する通りである。

強制貯蓄を、現在の如き經濟組織のもとで實行するときは、次の如き問題が惹起される。國民から強制的にとり上げた貨幣の融通を受けた産業資本家が、利潤を上げる爲に、之を使用し、貯蓄者に對しては、低金利しか分配せざるといふことは不平等である。そこで一體何故に低金利政策が此の場合にも維持されなければならぬかが問題となる。低金利政策は「預金の自由性」を地盤として公債政策を行ひ、且つ産業資金を集める手段として要求せられるものである。強制貯蓄と資金の計画的配分の社會に於ては低金利を強調すべき理由は失はれる。そこで貯蓄者に對する高利を提供することは、それと伴つて利潤をも上昇せしむることなるを以て生産コストを更に引上げ、物價高を招來することになる。斯くして強制貯蓄とその利廻りの關係を

めぐつて、現在の如き經濟制度に一大斧鉞を加へ、利子と利潤とを接近せしむる必要に迫られる。

又金融國家管理の結果は、資本家陣營に於ける金融資本家の地位を奪ひ、之を産業資本家たらしむるか、又は國家管理せらるる金融機關の事務員たらしむるに至る。資金の分配に發言權を有する者は、生産陣營に於ける企業の指導者となる。そして産業別配分の資金を各企業に分配し、又彼此相融通せしめるのは、完全に物資の動きと一致せしむるを要すべきを以つて、物と労働の組織が擔當する。企業指導者の發言が尊重されることは事理の當然であらねばならぬ。そして下級の企業は上級指導者の發言に指導せられなければならぬから、勢ひ指導者の組織を中核とする一つの組織をつくり出さなければならぬ。此の組織が利子と利潤の問題、強制貯蓄の問題、各企業間の配分の問題を擔當することが最も望ましいことになる。かくて、物と労働の組織たるべき職業團體に於て、物と労働に従属すべき金融の問題をとり扱ふ方式が考慮されるに至る。それは國家の事業を行ふとき國家は資金を事業目的に従属して獨立的に豫算を決定し得る様に、又、物動計畫を樹立すべき企畫院に大藏省の豫算の査定權を移管すべしと主張する理由と同じく、生産職團に金融機能に移管すべしと主張するのが私の第二部に於て主張したる立場である。

若し生産職團に金融機能に移したるときは、その國家管理の方式は、此の如きものとは自ら異なる、而もより弾力性のある組織となる。

氏の金融國家管理は自己資本の投資については何等の制限を加へない點に於て既に大きな缺陷を有する。何故ならば、大財閥は組織を變更することによつて、從來銀行組織をとれるものを解體して、之を自己資本



化することによつて、資金プールから脱却し得る途を残して居るからである。一方融資は個人間の貸借に迄及び、何人も國家の窓口を通らずしては融資が出来ないことになる結果、此の事は、交通は必ず國有鐵道經營の輸送機關に依るべく、自家用の自動車を使用すべからずとし、或は一切の雇傭は必ず國營紹介所の紹介に依るに非ざれば不可能であるとし、その他すべて國營的方法を極端に發揮するものである。

國家統制と私人の創意は、巧妙に織り込まなければならぬ。國營なるが故に常に適當なものであると斷言は出来ない。又國營精神を如何に具體化するかの問題は、管理權を國家にとり上げるか又は民間を國家的地位に引上げるか等の方法に關して充分に研究されなければならぬ。

私の具體案については第二部構造理論に於て述べて居るから此處では省略する。氏の著書は現状分析に於てその長所を發揮して居るが、新體制に關しては、問題をさすつた程度に過ぎないものとなつて居る。

## 第六 柴田敬氏の『日本經濟革新案大綱』

一、經濟革新の必至性に就て 二、企業體とその指導機關に就て 三、政治論に就て

私は本書を手にして快哉を叫ばざるを得なかつた。本書に盛られた技術的構造が、既に第二部に於て私の論述した所に最も近似して居ることを發見したからである。

我が國內に於ける國內再構成は、特に經濟再編成は、外來の或る種のイデオロギーや、觀念的妄想に走ることなしに、我々が此の地上に於て、我々の行動の支配下にある、肉眼を以つて端的に把握され得る文化素材を拉し來つて、此の素材を、我が民族の根本イデオロギイの命する所に従つて、最も科學的に、技術的に再組織しなければならぬ。我が國の生産體系は、制度的に半封建的であると同時に、自由民權の啓蒙時代の個人主義思想（民法、商法に基礎づけられたる）を以て貫かれて居るのみならず、此の制度の影響に依つて、私の所謂經濟素材たるべき勞働と物の配列が、つぎはぎだらけのものとなつて居り、一工場の技術的聯關すら、多大のエネルギーのロスなくしては、生産を遂行し得なくなつて居る。此の時に於て、先づ「舊制度」（慣行もその一である）から技術を解放せよ然る後にその技術の命する最高能率に向つて再構成せよ、との主張は、小生があらゆる機會に於て主張し來つた所である。



特に産業報國會の組織に關して發言を求めらるるや、私は此の見地より、産報は人と物との技術的科學的組織を實現して、産業を眞に報國組織たらしめなければならぬ所以を主張した。産報構造は産報會を單に精神運動推進組織とするか、又は産業組織そのものとするかに依つて根本的に構造方針を分つものであり、後者の場合に於ては、明かに技術的組織體系をとるべきであることを主張して來た。

各種の機會に於ても私は、此の技術理論の立場を極力主張したが、當初は多くの人々は、技術論の官僚性を指適して反撥し、容易に之を理解せんとしなかつたが、然し約二ヶ年の時勢の流れは同人達をして次第に技術的な立場を自覺せしむるに至つた。

然し一面に於て此の立場は、多數共鳴者を得て労働新體制に於ける一つの指導理念となるかの如き情勢を示しつつあるにもかかわらず、他方に於ては國家の技術的行動體としての性格に關する自覺の排除の故に、各方面に於ける方法論の依然たる混迷を續けつつある現状を眺めて、茲に本書を發表せんとする決意を敢へてしたのである。

私は本書の第一部第二部をすでに昨年中に脱稿したが、その後、出版の運びとなる迄に、續々と發表された所謂新體制論なるものを通讀して、その方法論のあまりに不統一にして且つ素朴なるに慨歎し、此處に第三部として、之が批判を附加して、上梓することとしたのである。それ故、私が柴田氏の本大綱を手にしたのは、昨年十二月であつたが、之を一讀するや、私は大いに興味を覺えた。私が多年人的動員事務の實際生活の中に於て、正しい國民動員體制の確立に關して構想しつつありし體系が、極めて具體的な點に至る迄、

殆ど類似せる骨格を以つて、京都帝大の研究室にも成長しつつあつたといふことを發見したからである。私の所論は、多くの機會に於て斷片的に祖述する時は、突飛なもの、飛躍して居るもの、單なる空想に過ぎないものとの批判を受けた。然し私は柴田氏の所說の中に、或る程度の共鳴點を發見して一つの喜びを得たのである。

扱て、柴田氏と私の構想は、獨立に、何等直接の連絡なしに成長したものである結果、其處に或る程度の差異を有することは當然である。此の差異こそは、依然として重要な意識を有するものである。私は左に之等の諸點に就て検討を加へることにする。

### 一 經濟革新の必至性に就て

補論として論ぜられて居る經濟革新の必至性の中には、正しきものと正しからざるものを含んで居る。氏は資本主義の反動と革新の必要を論ずるに當つて、マルクスの資本論の經濟論をそのままもち來つて居る、「生産物と生産要素と資金の過剰が恒常的現象となり……國民經濟運営は動脈硬化症に悩むやうになり」「生産諸要素の放置従つて失業の増加及恒久化を伴はずには居れない。而も資本の獨占化は其の上に更に、資本投下一定額當りの雇傭労働者数を減少せしめる所の固定資本の増加、即ち所謂資本組成の有機的高級化を伴ふものである。」「然るに失業の激増と恒久化とは因となり、果となつて、労働運動を刺戟し組織化し、尖鋭化する。労働運動は政治化する。此の事は資本を刺戟し其の自己擁護運動を政治化する。」(一〇九頁—一一



一頁)

此の所論はマルクスが資本論第一巻に於て詳細に論究して居る資本主義分析の左翼的公式論である。若し資本主義制度が「資本投下一定額當りの雇傭労働者数を減少せしむる」ことを本質的性格とするならば、現在我が國の當面する國內再構成はまさに純然なる資本主義的方式の採用であることになる。何故ならば、現在の我が國は一機械當りの勞務者数を極力減少し、又一兵器當りの兵員を極力減じ得るが如く機械化することが、要求せらるる直接目標の一だからである。更に物の生産過剰は今昔の夢である。物に不足の爲に此の物を過剰なまでに豊富ならしめんが爲に苦慮して居る。

更に氏は公式的資本主義分析論を續ける。「過剰生産物乃至過剰資本の捌口の爲に植民地が要望されるやうになり、眞の要望の達成の爲に武力的原理に依頼する事が次第に多くなる。……国防産業の基礎の確立——それは戦争技術の進歩の結果益々廣大なる地域を前提するやうになる——が各國にとつて愈々緊急事となり、殊に所謂持たざる國に於てそれが痛感される事となる。此の事は其等の國を驅つて愈々強く武力的原理に従はしめる……」(一一五頁——一一六頁)此の理論はレーニンの帝國主義論である。我が滿洲事變や支那事變が過剰生産の市場確保の爲に、又は「國內の社會的政治的不安」の國民の關心を外に轉ずる目的を以てなされたり、「さもなければ過剰設備に陥入るであらう商工業に軍需増加に依る股賑を齎さんとする一部の策動」等に因り惹起せられたものと解することは出来ない。物の不足と軍需の激増を敢へてして、大陸建設に進みつつあるものは、資本主義制度の矛盾といふが如き、區々たる問題に淵源するものではない。神功皇后の三韓

征伐あり、元寇の役あり、豊太閤の朝鮮征伐あり、そして氏の所謂第一次歐洲大戰を契機とする高度獨占資本主義時代に入らざる以前に於て日清日露の戦役があるのである。我が國が大陸に進駐する原理はかかるマルキシズム的資本主義論の中からその源泉を掬すべきものではない。

我が國が資本主義を克服せんとするのは、資本主義制度は結局世界を一商品市場、一金融市場たらしめる結果、世界の大資本を有する他國の支配を受けることになり、かくては我が民族國家の傳統と信念に反するからである。それ故國內に於ても、外國依存の資本主義制度を打破せんとするものであり、國內に於て自己の利益又は所有する資本の安全を求めて、世界の大本の庇護につかんとするものは、結局國を賣るものであるが故に、之を國內的に清算しなければならぬのである。

現在の國內の經濟事情は、先づ中小企業を整理して、企業を集中せしめなければならぬ。その方策は企業合同、國營移管、國策會社設立、職團組織等の方法がある。その何れも、その必要に應じて、その具體的事情に應じて採用せらるべき方策であつて、國營だからいかぬ、民營だからいかぬといふが如き基準は原理としては何處にも根據がないのである。日本の國柄は一切を天皇に歸一するに在るを以つて、その所有權の歸屬を決定するのは、依然たる技術的見地に於て、何れがより良く、より正しく力を發揮出来るかといふ觀點に於てなさるべきである。

此の企業集中の方向は、それ自身氏の獨占資本主義の強化の客觀的傾向に類似する。一つの組合とするか又は一會社とするかといふことは、職能的な企業協同體の實體的見地からは、共に一つの行動組織であつて、



何等原理として問題となる所はないのである。

國家管理經濟（國營鐵道、逓信、軍工廠及國策會社、日銀、日鐵、發送電等）と、統制經濟（臨時資金調整法、國家總動員法に基づく物、勞働等に關する諸統制法）及自由經濟の三形態は我が國が必要によつてとり來つたものであり、又とつて差支へないのである。企業協同體の構造も、此の技術的見地に於て利潤問題、強制貯蓄問題、金融問題、及産報精神問題を解決する技術的構造として最善なるが故に採用されるのである。資本主義であるからとかないからとかではない。

氏が過剰生産及失業問題の解決の爲に武力行使が行はれるとし、又新體制が要求されるとするなら、之は全く顛倒して居る。武力行使を必要とするが故にそして生産を國內に過剰ならしむる程生産して、之を大陸建設に必要とするが故に、又勞務の不足の故に、一人當りの生産能率及戰闘能率を高度化せんことを目的として、我が新體制が要求せられて居り、同時に此の新體制の目的は、新體制そのものの建設を目的として要求されて居るものである。氏も斯く云つて居る。「戰闘に危機の成熟せざる間に於ては獨占資本主義は生産過剰と云ふ外貌を以て行はれたのであるが、戰時下に於ては寧ろ逆に生産不足の激化といふ外貌をとる」（一七頁）と云つて居る。然し、此の戰時に於ける生産力の行き詰りは、物と勞働の部面に於て決定的な動因を爲し、此の物と勞働部面の困難を突破する爲には、長い間獨占資本主義に反する方向を成して來た所の、中小企業組織體制及零細農體制を一擲して、集中的、重點的方向に國內の再編成をしなければならなくなつて居るのである。重工業は大資本及固定設備の高度化を招來する。このことこそが企業集中、高度資本主義

への發展であり、資本主義に對するマルクス派の批判は此の高度化の故に行き詰りを來し、矛盾を育成し、革命の必然を醸成するといふのであるが、そして氏もその説の亞流を主張して居るが、然し我が國に於ては國內産業を重工業化する爲に、固定設備の高度化の爲に、そして企業を集中せんが爲に技術的再編成が叫ばれて居るのである。唯その場合に於て二つの方向がとられる。一は飽迄歐米式の資本家中心主義經濟制度を高度化せんとする方式である。現に此の主張は相當強い。

他方かかる方法は結局成功しない。その理由は、我が國に於ける半封建的要素を有する經濟制度に於ては、之を急速にかかる方向に組織替へする時は、中産階級や中小企業を一擲に没落せしめ、社會不安を惹起するが故に、むしろ企業合同又は組合的若は職團的組織を強化し、中小企業の自主的存榮をも圖りつつ、而も大企業化の要求に照應せんとするのである。そして此の方法は我が國體の本質的要求とも日本經濟の特性とも合致し國民性格にも合致するものであるが故に、日本的な形に於て、當面の技術的な要求を満足せしめんとする所に在るのである。それ故昭和の革新は、明治維新の延長であり、明治維新を民族革命的方向に於て完結せんとするものである。

私は氏の日本國民團體に對する把握に共鳴するものである。然し情勢判斷に於てマルクスの公式論をもち來つたことを惜むものである。

京都帝大教授の出された新體制論には共通的に辯證法論が伏在して居るが、之は充分反省するを要する所である。氏の技術論はかかる資本主義論の補論を借りずとも、決定的に日本經濟革新の主體的なる立場から



理論構成せられ得るのである。

## 二 企業體とその指導機關に就て

氏の企業體制論に於て、第一に不足なのは新なる企業を設立すべき諸條件が語られて居ないことである。恐らく新企業の設立を必要とせず、現在の生産設備又はその擴張を以つて國家の企業體制は充分であるといふ意味であらうと考へられる。之は充分理由のあることである。然し新企業の成立に關する途を有しない體制は依然不充分である。如何なる者をして之を可能ならしむるか、換言すれば商法の會社法を如何なる方向に改正するかの問題が缺けて居る。

次に企業體が經營指導者、技術者、勞務者の社團であるが、利潤を勞務者に配當するといふことは、少くとも利潤を投下資本に對するものとする従來の觀念とは別個のものである。かかる意味の利潤は、寧ろ報償である。此の報償が、その企業の利益の中から支拂はれる方法と、企業外より廣範な組織又は國庫から支拂はれる方法と種々あるべきであらうが、何れの場合に於ても、それは功勞に對する賞與として、現在に於ても行はれて居る制度をより廣範に擴充するものである。それ故利潤をかかるとすることは、利潤の廢止といふことを意味するに過ぎない。

氏の方法に依れば、利益の上らざるときは如何なる方法をとるであらうか。又一企業が高率の利益を上げたときに、之を國家に上納せしめなければ、不當に高額の配當を爲すことになる故、當然配當は制限される

であらう。利潤が勞務者に配當されるときは、資本蓄積との關係はどうなるか。資本主義は利潤が少數の人にしか配當されなかつた爲に起る社會的不平衡の弊害はあるが、他面そうすることに依つて資本を蓄積せしめた効果はある。一般大衆に配當された利潤（貨銀の外の利益金）は、租税か強制貯蓄に依らざれば之を回収し得ないであらう。そこで此の強制貯蓄の方法は、現在の乙種所得税の徵收方法の如く、又現在の工場貯蓄の如くその給與なり配當を爲す所に於て爲されなければならぬであらう。然らば、各自が貯蓄した金額は蓄積資本であるが故に、此の預金は之は生産資本の財源たらしめ得ることになる。とすれば、何故に彼等の企業體又はその職團と、その職團員の預金とを結合して、彼等を總て資本家たらしむると同時に勞務者たらしめんとする構造に想到しないのか。

協同體は運命協同體でなければならぬが、企業に於ける運命協同體の構造は、私が第二部に於て論述したるが如き方式に於て始めて實現するのである。

氏は金融組織について、明かに職産別銀行——職團銀行を想像して居る。銀行を一つの金融職團組織とせず、之を生産職團の金融部に於て擔當せしめては何故いふのか。此の事は、勞務者に配當する利潤——報償及正當な賃銀収入の中から強制する貯蓄と關聯し、又資本と經營の結合の長所を存置する方式として當然考へられていいわけである。金融の事は同時に配給機能についても同様である。氏自身が生産財の配給職團は、生産職團の線に添ふものと云つて居るが（二八頁）、何故此の點が始めから主張されないのか、そして生産指導機關が之を擔當してはいけないのか。此の事は勞務の指導機能についても同様である。



斯の如く指導體系が分化することは機能的に當然のことであるが、然し、此の分化は同時に総合されて居なければならぬ。一企業に於ける物と労働と資金が一體化して居ると同じく、國家といふ巨大な一企業體に於ても此の機能は一體化して居なければならず、各企業と國家との中間組織に於ても此の事は實現されて居なければならぬ。氏の方法に於て此の分化を規定して統合を忘れしめたのは、氏の組織論の跋行性に由來するものである。氏が企業體を公社と稱し、公法人と稱するとき、一體何が故にそれが公社であり公法人であるべきかといふことが検討されて居たらうか。日本國家の企業は當然公法人でなければならぬといふ立場から出發することは極めて正しいことである。國家人が集つて一つの行動組織をつくり、此の組織が國家の生産といふ公務を擔當する以上それは當然公法人でなければならぬ。市町村や水利組合を公法人とし、飛行機をつくる中島製作所を私法人とする理由は毛頭ない。此の立場からするときには市町村を容れる府縣が公法人と規定せらるる如く、その企業を含む當該産業部門を構成する全員は一つの公法人を形成するものである。

あちらの山蔭やこちらの川岸に密集した各部落が集つて一つの村を構成する如く、散在する同一産業人は同一機能協同體を形成し、一體として國家の當該生産といふ公務の伸長を擔當する者である。斯くて職團の觀念が生ずる。此の職團は例へば石炭についていへば凡そ石炭生産を擔當する事業主、その技術者、その勞務者全員を含む公社である。指導は此の協同體員の中の指導能力あるものが擔當する。指導機關はその内部に於ける機能的分化であつて、指導なるが故に各企業の上に立つのではなく、各企業を一體として、その中で指導神經系統が分化して組織されたものが指導機關體系でなければならぬ。氏の説に於ては、企業は協同

體であり、會社であるが、指導機關は一體如何なる性格のものか不明である。官吏なのか、企業といふ法人を組織單位とする上級法人の事務員なのか、恐らく後者であらう。然らばそれは全企業組織體の内部のものであり、此の指導體系は一企業外からその企業の内部の職場、事務室及個人に迄連結する組織であつて、抽象的法人を被指導單位とするものではない。斯く規定するときは此の生産職團に於て、その物と労働と資本との結合が爲され、それは一企業體でそうあると同時にその企業を含む職團に於てもそうでなければならぬ（産業組合が保險經營をなさんとする方向は正しい方向である）。唯食糧品の配給の如く集荷と配給とを明かに分擔するを適當とするが如きもののみが、獨立の職團として擔當せしむべきである。即ち勞務に於ても、金融に於ても、生産職團の機能に適せざるものについては之を分ける。然らざる限り生産職團組織をして之を擔當せしむべきである。例へば通信事業の如き一職團が一企業體となつて居る所は、明かに三機能は原則として遞信省に統一せられて居るが如くである。

以上の如き意味に於て氏の構造は更に検討を要するものを含んで居る。

### 三 政治論に就て

氏の政治論は全く首肯せしむるものを持つて居る。我が國に於て政府が補弼の政治力をもつこと以外に正しい政治の實現はあり得ない。それ以外の如何なる組織も政府と離れて政治推進力となることは國體の精神に反する。政府とは天皇が大權を行使せらるる府々組織である。故に政府以外に政治の實力をもつといふこ



とは、たとへその組織が國家機關であらうとも、又私的組織であらうとも妥當ではない。然しながら國內に於て臣節に反する者が存在するが如き場合に於ては、天皇の馬前に討死する決死の愛國の臣情に燃え立つ者の組織が必要であらう。勿論政府の指導下に於てである。尊氏の如き政治的逆賊あれば、楠公の如き又その部隊の如き政治肅正部隊が必要となるであらう。それが全戰場を貫く國體擁護の自覺的指導者の組織として自ら政權や政策を決定する組織としてではなく、肅正を實踐する者の組織が出来ることは決して不當なことでも遠慮でもない。それは國體自身の自覺的行動性を表現するものであり、國亂れて忠臣現はるるのは當然である。

それ故氏の如く國民の新たな組織——企業體及指導機構體系——が成立すれば政府が常に政治力を把握し得るといふことは必ずしも斷言出来ない。氏自身が「如何にして斯くの如き政治體制をつくるか、それをつくる力はいづこにあるか」(九三頁)と自問し、之は「新しき政策を以て、國民に呼び掛ける事に依つて始めて結成され得べきものである。」(九四頁)と答へ、政府が政策を掲げ、之に賛成する者は之を支持する爲に結集し、之に反する者は之に逆行すると考へて居る様である。恐らく支持の結成がなされる前に、反對者の策動は、内閣の位置を不安定ならしむるであらう。それ故此の問題は氏の政治論に於ては未解決の問題である。例へ一國民的自覺に訴へ得る政策を樹立し、斷乎としてその實行を國民に誓ふ事の態度に出で」(九四頁)たりとしても、そのこと自體は政治力の問題を解決し得るものではない。政治力は、行動力であつて、政策の宣言や口頭の誓ひはその補完に過ぎないからである。

## 第七 其の他の諸家の説

、本位田祥男氏の「新體制下の經濟」は、其の生産事業主組織を國家機關化することを主張するが、労働はどうなるか、之は新體制から忘れられて居る。又金融問題は單にインフレ対策として、物價問題として祖述されて居るに過ぎない。唯氏の所説が消費規制を比較的詳細に、具體的に論じて居る點が長所である。高橋龜吉氏の「新經濟體制研究」は、急いで他人に先んじて賣り出さうとしたものか、之は氏の時評や月報の再録であつて、中心論をなして居る事業團の機構にしても特別指導的な價值あるものを發見し得ない。兩者とも方法論を——主として方法理論の検討を目的とする私の對象とするには適當でない故、検討の内容を記載することは省略する。

此の外「新體制」なる文字を名づけた多くの著書がある。大渡順二氏の「新體制讀本」、津久井龍雄氏の「新體制期の構想」、報知政治部の「新體制とはどんなことか」その外若干の政治經濟に關するものがあるが、多くは週報の「新體制早わかり」を一層詳しく常識的に祖述したもの多く、私の方法理論の検討の對象には適せざるものであり、之等の著書はそれ自身独自の意義をもつものであるが故に、此處では検討を避けたい。又検討したもので、本書の紙數の關係上、残念ながら掲載不可能なものもある。

以上七氏の所説の中から拾つたテーマは、大體問題となる點を一應盡して居ると考へられるので、之を以



第三部 新體制論の検討  
て撰筆することにする。

昭和十六年四月三日印刷  
昭和十六年四月八日發行

國防國家の理論と政策 奥付  
定價貳圓五拾錢

著者 八重樫運吉

發行者 鈴木利貞  
東京市京橋區京橋三丁目四番地

印刷者 谷口熊之助  
東京市麴町區五番町十二番地

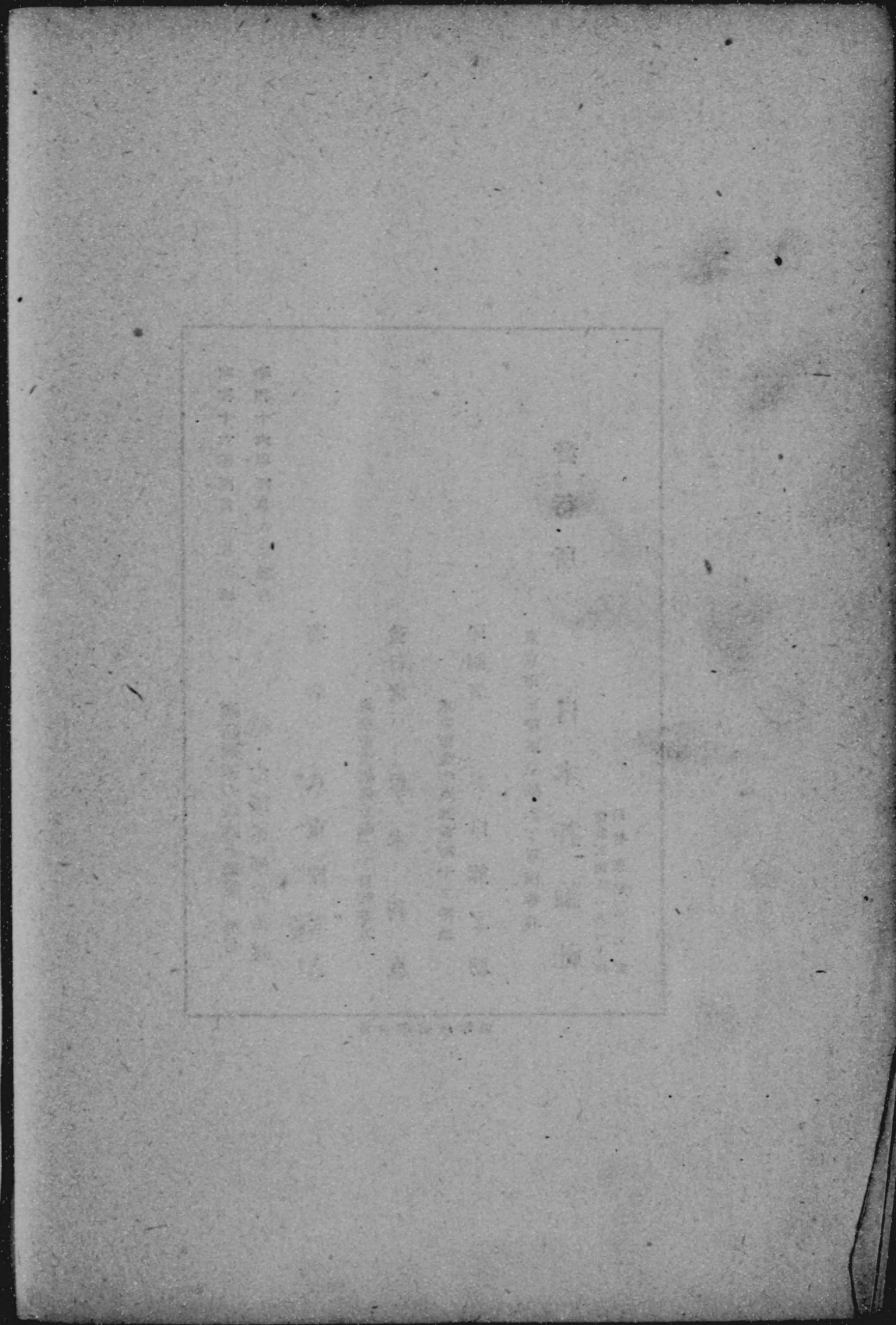
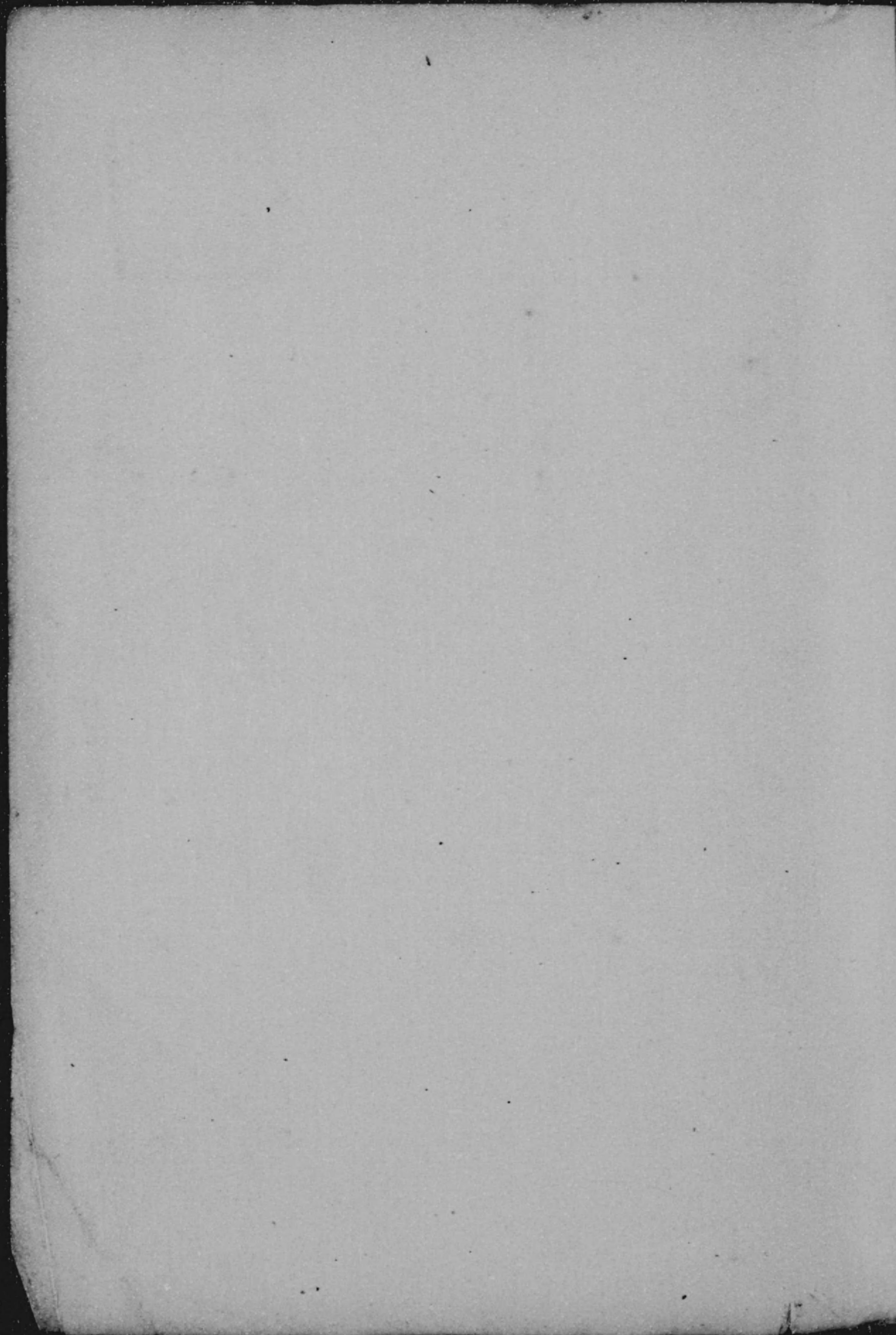
東京市京橋區京橋三丁目四番地

發行所

日本評論社

電話東京六一九一―四  
振替東京一六番







781  
181

781  
181





2.50

DOLLARS